

中部防災ニュース 平成30年4月号

発行
静岡県中部地域局
電話(054)644-9104
メールchubu-kiki@pref.shizuoka.lg.jp

中部危機管理局は、4月から 中部地域局 に変わりました。

県の組織改編により、これまで進めてきた危機管理対応に加え、地域の振興も併せて一体的に行う県の出先機関として、新たなスタートを切りました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

また、今回「中部防災ニュース」が、創刊から5年、60号の節目を迎えました。これからも、皆様の暮らしの安全・安心のため、役に立つ防災情報をタイムリーにお届けしてまいりますので、こちら引き続きよろしくお願いいたします。

中部地域局長 絹村 敏美



新年度スタート まずは確認！ 職場の備え

新年度がスタートしました。新しい職場・新しいメンバーに少しずつ慣れながら、リズムよく過ごしたい時期です。しかし、この時期に突然災害に襲われることも……。平成28年4月には熊本地震が発生。最大震度7を2回記録し、多くの企業が影響を受けました。

『平成29年度版防災白書』(内閣府)では、熊本地震における企業の事業継続の取組について調査した結果が紹介されています。

熊本地震で被害を受けた企業の情報を参考に、いざという時に備え、年度初めのこの時期に、まずは職場の備えを皆さんで確認してみたいかがでしょうか。



地震の際に有効だった事前の取組

(アンケート調査による上位の項目)

- 備蓄品(水・食料・災害用品)の購入、買増し
- 災害対応責任者の決定、災害対応チームの創設
- 安否確認や相互連絡のための電子システムの導入
- 火災・地震保険等への加入
- 避難訓練の開始・見直し

ヒアリング調査ではこんな意見も……

- BCPを策定していたので、発災後すぐに動けた。
- 建物の耐震性の強化を行っていたので、被害が抑えられた。 等



物や環境の整備と共に、災害時の対応方法についても整備することが大切です。

こんな所に目を向けてみましょう

備蓄品、資機材は？

- ・ 品目、数
- ・ 保管場所
- ・ 消味・使用期限 等



施設・設備は？

- ・ 棚、機械等の固定箇所
- ・ 避難経路
- ・ 定期点検箇所 等



いざというときの動きは？

- ・ BCP
- ・ 安否確認方法
- ・ 火災・地震保険 等



気になった点は職場内で話し合ったり、対策の改善を図ったりしていきましょう。





?防災はてな

『応急危険度判定』と『建物被害認定調査』

地震により被災した建物は、その後の余震等で倒壊したり、物が落下したりして、人命に危険を及ぼす恐れがあります。また、行政は、災害からの再建に向け、被害の程度を把握し、支援策を講じます。地震で家屋が被害を受けた場合の**応急危険度判定**と**建物被害認定調査**の違いについて、紹介します。これらの調査は、目的や役割が異なります。

『応急危険度判定』(発災後、速やかに実施)

目的は？

地震で被災した建物の倒壊などにより、人命に関わる二次的被害を防止するために、危険度に応じて建築物への立ち入りの可否を住民に情報提供します。



誰が調査するの？→**応急危険度判定士**です。

応急危険度判定士は、ボランティアとして協力する建築士が、講習を受講し、都道府県に「応急危険度判定士」として登録されています。

ステッカーは、赤・黄・緑の3種類

- 「危険」：この建物には立ち入ることは危険です。
- 「要注意」：この建物に立ち入る場合は十分注意してください。
- 「調査済」：この建物の被災程度は軽度です。注意して使用。



判定後の建物の安全性を保証するものではありません。
判定結果の内容を所有者等に強制するものではありません。

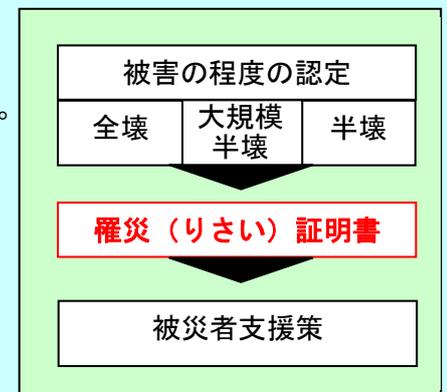
『建物被害認定調査』(発災から1ヶ月程度までの期間に実施)

目的は？

市町が発行する「罹災証明書」のために行われる建物の被害調査です。罹災証明書は、被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理など、**様々な公的支援**を受ける際に必要です。

誰が調査するの？ → **行政の税務課職員等**です。

国(内閣府)の被害認定基準に基づいて、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・無被害に判定されます。



※自主防新聞 No. 94 から一部引用



上記2つの調査は、それぞれ調査の目的にそっておこなわれるため、相互に直接的な関係性はありません。応急危険度判定「危険(赤)」であっても、罹災証明のための建物被害認定調査では、**一部損壊**である場合があります。正しく理解しておきましょう。